

旧皇室典範制定時の考え方

1 経緯

○旧皇室典範については、明治9年から立法諮問機関である元老院において検討・立案が進められたが、制定にはいたらなかった。

○その後、宮内省における検討、枢密院会議における検討を経て、明治22年に制定された。

(注) 大日本帝国憲法…明治22年2月11日発布【別紙1】

〔皇室典範及び主な増補〕 【別紙2】

- ① 皇室典範（明治22年）
- ② 皇室典範増補（明治40年）

〔増補の趣旨〕

・皇族は、皇族女子が天皇皇族以外の者と婚姻する場合以外は皇族の身分を離れることがなかったところ、王については、勅旨又は願い出により皇族の身分を離れることが可能となるよう制度を改めた。

・皇族の身分を離れた者は皇族に復することはできないこととした。

(参考)

明治34年 裕仁親王殿下（昭和天皇） 御誕生
明治35年 雍仁親王殿下（秩父宮） 御誕生
明治38年 宣仁親王殿下（高松宮） 御誕生

2 旧皇室典範の位置づけ

- ・ 帝国憲法と並ぶもの
- ・ 制定、改正に帝国議会の関与はない
- ・ 皇室に関する諸法の根本法と位置づけられる

(参考) 旧憲法時代の国務法と宮務法の二つの法体系

国務法：憲法を根拠とし憲法に属する系統の法

宮務法：皇室典範を根拠とし皇室典範に属する系統の法

3 皇位継承制度に関する旧皇室典範制定時の考え方

〔1〕 皇位継承を成文法としたこと

○不文法・慣習法によっていた皇位継承が成文法によることとなり、皇位継承の在り方が、その時々天皇の意思によらず、制度上明確になった。

〔2〕 皇位継承資格を男系男子に限るとしたこと

○憲法及び皇室典範の規定

〔憲法〕

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

(参考) 万世一系

▽「大日本帝国憲法義解」第一条の注釈(抜粋)

(伊藤博文著『帝国憲法皇室典範義解』(国家学会蔵版 昭和10年)

「・・・神祖開国以来時ニ盛衰アリト雖、世ニ治乱アリト雖、皇統一系宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ本条首メニ立国ノ大義ヲ掲ケ我カ日本帝国ハ一系ノ皇統ト相依テ終始シ古今永遠ニ亘リーアリテニナク常アリテ変ナキコトヲ示シ以テ君民ノ關係ヲ万世ニ昭カニス・・・」

▽金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.16 貴・本会議皇室典範案第一読会 84 頁）
「・・・私共は過去の歴史と国民の信念とを総合致しまして、万世一系と云ふ根本の原理を確実に把握しつゝ、之に対して諸般の面から来る所の角度から適切なる若干の改正は為し得るものと、斯う云ふ風に考へまして、本格的にはもう容易に動かぬものである、併し派生的なものに付きましては十分研究をして妥当なる結論を導かなければならないのであります、処が、其の見地に立ちまして、女子に皇位継承の資格を認むるかどうかと云ふことになりますと、実は幾多の疑惑が起つて来るのでありまして、男系でなければならぬと云ふことはもう日本国民の確信とも言ふべきものであらうと存じます、又歴史は一つの例外をも之に設けて居りませぬ・・・」

▽金森徳次郎国務大臣（昭 21.12.18 貴・皇室典範案特別委員会 3 頁）
「（新）憲法の中の世襲と云ふ文字は、成る程万世一系と云ふことを表す文字とは違つて居りまするけれども、斯様な文字の中に含めました意味は、万世一系と云ふ考であつた訳であります・・・」

〔皇室典範〕

第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

▼皇位継承資格を男系男子に限るとした理由【別紙 3】

◎ 男性尊重の国民感情、社会慣習があること

- ▽ 男性尊重の国民感情・慣習が存在する中で、女性天皇に配偶者が在る場合、女性天皇の尊厳を傷つける。
- ▽ 皇統は男統に存するというのが国民の考え方である。
- ▽ 我が国の相続形態は男子を優先し、長子が女子で次子が男子の場合は男子が相続する。

◎ 女性天皇は、我が国の歴史・伝統に沿わないこと

- ▽ 歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎのいわば摂位であり、先例にならない。
- ▽ 歴史上の女性天皇は、その在位中配偶者はなかったが、今日、女性が皇位を継承する場合、独身を強いることは不適當である。
- ▽ 女性天皇の皇子は女性天皇の夫の姓を継ぐものであるから皇統が他に移り、伝統に反する。

- ◎ 政治的権能との関係で問題があること
 - ▽ 配偶者が女性天皇を通し政治に干渉するおそれがある。
 - ▽ 女性が参政権を有しないにもかかわらず、政権の最高の地位に女性が就くことは矛盾である。

- ◎ 皇位継承者の確保の点で問題ないこと
 - ▽ 女性の皇位継承を可能としなくても、皇位継承者確保の方法は別にある。

- ◎ 皇位継承制度は諸外国の例によるべきでないこと
 - ▽ 皇位継承のことは欧州の真似をすべきではない。
 - ▽ なお、欧州でも女性に王位継承資格を認めない国がある。

▼女性の皇位継承を可能としてはどうかとする当時の議論【別紙4】

- ◎ 男性尊重の国民感情、社会慣習があるとしても、男性尊重の考え方は一般国民間のことであり、皇室は別であること

- ◎ 男性を女性よりも尊重する旧慣はとるべきではないこと

- ◎ 歴史上も女性天皇の例があること

- ◎ 政治的権能との関係で問題がないこと
 - ▽ 立憲体制のもとで女性天皇の配偶者による政治的干渉は心配ない。
 - ▽ 立憲体制のもとでは、国事を行うことに女性天皇は耐えられないのではないかという心配は当たらない。

- ◎ 男統が途絶えた場合、女統を可能としないと皇統が途絶えるおそれがあること

- ◎ 欧州には女王の例があること

(参考) 旧皇室典範制定に至るまでの議論

- ・ 各種憲法試案の中に、皇位継承資格を男性のみとする案や女性の皇位継承も可能とする案がある。

- ・ 制定過程における皇位継承資格の変遷【別紙5】
 - ① 日本国憲按
 - ・ 明治9年案：女性も皇位を継承できるとする案。
 - ・ 明治11年案：女性は皇位を継承できないとする案。
 - ・ 明治13年案：女統による皇位継承もできるとする案

 - ② 皇室制規（明治18～19年頃）
 - ：女性・女系による皇位継承もできるとする案

 - ③ 井上毅「謹具意見」（明治18～19年頃）
 - 女性の皇位継承も可能とする「皇室制規」に対し、女性は皇位を継承できないとする趣旨の「謹具意見」を伊藤博文に提出。伊藤は井上の意見を受け容れ、問題は決着。

 - ④ 帝室典則(明治19年)以降の案
 - ：女性は皇位を継承できないとする案。

(参考)

- ・ 嚶鳴社「女帝を立るの可否」（明治15年）
 - 自由民権結社である嚶鳴社において、女性天皇を可能とすることの是非につき討論（東京横浜毎日新聞に掲載）。
 - 参加者16名のうち、女性天皇についての肯定論者8名、否定論者8名。
 - 議長の決により否定論となる。

〔3〕皇位継承順序を制度上明確にし、直系優先、長系優先、近親優先、嫡系優先としたこと

▼ 皇位継承順序を、直系優先、長系優先、近親優先、嫡系優先とした理由

◎ 皇室の歴史・伝統を尊重したこと
→資料2（9頁）を参照

◎ なお、当時の諸外国の王室制度の調査によると、王位の継承は直系・長系優先という点においておおよそ共通している。

〔4〕制定時は皇族の範囲を制度上限定しないとされたこと。その後、明治40年の皇室典範増補により臣籍降下が制度化されたこと

▼ 皇族の範囲を制度上限定しないこととした理由【別紙6】

▽ 継体天皇のように5世の孫が皇位を継承した例もあり、裔孫に至るまで皇族であるべきこと。

▽ 臣籍降下の制度を認めると、一旦臣籍降下した後に皇族に復し踐祚した宇多天皇のように、臣下にあった者が皇位に就くという矛盾が生じること。

▼ 皇族の範囲を皇室典範で明確に限定すべきであるとする当時の議論【別紙6】

▽ 皇族が増加した場合、皇族への支給が充分行き届かず、皇族に体面上の問題が生ずる。

▽ 桓武天皇以来、5世以下に姓を賜い臣下に列することとした例がある。

▼ その後、明治40年の皇室典範増補により、臣籍降下が制度化され、王については、勅旨又は願い出により皇族の身分を離れることが可能となった。

→本資料（1頁）

〔5〕非嫡出子を皇族としたこと

▼ 非嫡出子を皇族とした理由

◎ 皇統を維持するためには、やむを得ないため。

(参考)「皇室典範義解」(伊藤博文著『帝国憲法皇室典範義解』(国家学会蔵版 昭和10年))

▽第四条の注釈(抜粋)

「・・・武烈天皇崩シテ皇嗣ナシ応神天皇五世ノ孫繼体天皇ヲ迎へ位ニ即ク而シテ天皇ハ実ニ応神天皇ノ庶出稚渟毛ニ派皇子ノ後ナリ此ノ時ニ当テ皇統絶エサルコト綫ノ如シ若庶系ヲ立ツルコトナカリセハ当時既ニ言フヘカラサルノ事アラム我カ国ノ庶出ヲ絶タサルハ実ニ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ・・・」

〔6〕養子をする事ができないとしたこと

→資料2 (15頁) を参照

〔7〕天皇・皇族以外の者と婚姻した皇族女子は皇籍を離脱すること

→資料2 (16頁) を参照

〔8〕皇室典範増補により、皇族で皇籍を離脱した者は、皇籍に復することはないとしたこと

→資料2 (17頁) を参照